

さいたま市自治会連合会の代議員数を定める基準

この基準は、さいたま市自治会連合会会則第10条第2項の規定により、代議員の数を定めるに当たり、必要な事項を定めるものとする。

1 代議員の総数

200人程度とする。

2 地区自治会連合会から選出する代議員の数

自治会按分数（地区自治会連合会の自治会数を市自治会連合会の自治会数で除して得た数に100を乗じて得た数（小数点第3位までを算出し、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位までの数とする。））に、世帯按分数（地区自治会連合会の世帯数を市自治会連合会の世帯数で除して得た数に100を乗じて得た数（小数点第3位までを算出し、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位までの数とする。））を加えた数（小数点以下の端数があるときは、小数点第1位を四捨五入し、整数とする。）とする。

なお、代議員数の算出基礎となる自治会数及び世帯数は、代議員を選出する当該年の前年の4月1日現在の数とする。

《参考》

計算式

$$\textcircled{1} \text{ 自治会按分数} = \frac{\text{地区自治連自治会数}}{\text{市自治連自治会数}} \times 100 \text{ 人}$$

[小数点第3位四捨五入]

$$\textcircled{2} \text{ 世帯按分数} = \frac{\text{地区自治連世帯数}}{\text{市自治連世帯数}} \times 100 \text{ 人}$$

[小数点第3位四捨五入]

$$\textcircled{3} \text{ 各地区自治会連合会の代議員数} = \text{自治会按分数} + \text{世帯按分数}$$

[小数点第1位四捨五入]

西区自治会連合会	
指扇地区自治会連合会	馬宮地区自治会連合会
植水地区自治会連合会	内野地区自治会連合会
北区自治会連合会	
日進地区自治会連合会	宮原地区自治会連合会
植竹地区自治会連合会	大砂土地区自治会連合会
大宮区自治会連合会	
南部地区自治会連合会	中部地区自治会連合会
北部地区自治会連合会	桜木地区自治会連合会
三橋地区自治会連合会	大成地区自治会連合会
東部地区自治会連合会	
見沼区自治会連合会	
大砂土東地区自治会連合会	片柳地区自治会連合会
七里地区自治会連合会	春岡地区自治会連合会
中央区自治会連合会	
西与野地区自治会連合会	上落合地区自治会連合会
下落合地区自治会連合会	大戸・中里地区自治会連合会
鈴谷地区自治会連合会	
桜区自治会連合会	
土合第一地区自治会連合会	土合第二地区自治会連合会
土合第三地区自治会連合会	大久保地区自治会連合会
浦和区自治会連合会	
中央地区自治会連合会	常盤地区自治会連絡協議会
元府趾地区自治会連合会	北浦和・針ヶ谷地区自治会連合会
木崎第一地区自治会連合会	木崎第二地区自治会連合会
南区自治会連合会	
大谷場地区自治会連合会	谷田地区自治会連合会
大谷口地区自治会連合会	南部地区自治会連合会
武蔵浦和地区自治会連合会	西浦和地区自治会連合会
西地区自治会連合会	
緑区自治会連合会	
原山地区自治会連合会	尾間木地区自治会連合会
三室地区自治会連合会	美園地区自治会連合会
岩槻区自治会連合会	
岩槻地区自治会連合会	川通地区自治会連合会
柏崎地区自治会連合会	和土地地区自治会連合会
新和地区自治会連合会	慈恩寺地区自治会連合会
河合地区自治会連合会	東岩槻地区自治会連合会
計 5 3 地区自治会連合会	